

基本目標Ⅳ 男女共同参画実現のための環境づくり

重点目標 1

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

現状と課題

男女共同参画社会の実現にあたっては、多様な人材の能力の活用、視点の導入、新たな発想の取り入れ等の観点から、あらゆる分野において女性の政策・方針決定過程への参画を進めることが必要です。

杵築市においても、市の附属機関の委員への女性の登用について、女性の割合が4割に達するよう努めていますが、平成24年度の女性委員の登用率は22.7%とまだまだ低い状況にあります。今後も、各部署で選考のあり方について再検討し、女性委員の割合の向上に努めることが必要です。

政策・方針決定への女性の参画を進めていくためには、男女がともに男女共同参画についての正しい認識を持ち、社会全体で女性の参画を推進していくことが必要です。

施策の方向

施策	具体的な施策	
附属機関の審議会等への女性の参画促進	各種審議会等への女性の参画を促進し、女性のいない審議会等をなくすよう努めます。	市長政策課 関係課
	市の各種審議会等における女性の割合が40%以上になるように努めます。	市長政策課 関係課
役職・管理職等への女性の登用の推進	企業や各種機関・団体に対して、女性の採用や役員・管理職への登用について、働きかけます。	市長政策課
	女性職員の職域の拡大を図り、人材育成に努めるとともに、管理職への登用を推進します。	総務課
男女共同参画を担う人材育成	女性のエンパワーメントを推進するため、各種講座や研修会等、学習機会の提供に努めます。	生涯学習課
	NPOや各種団体などで活躍している女性のリーダー研修や各種セミナーなど、情報の提供と人材育成に努めます。	市長政策課 関係課

【数値目標】

項 目	平成 24 年度	平成 29 年度
各種審議会等における女性委員の割合が40%以上	22.7%	40%
女性委員のいない審議会等の割合	25.9%	0%

審議会・委員会・協議会等一覧

H24.10.25現在

No.	担当課	審議会・委員会・協議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員割合(%)	備 考
1	総務課	有線テレビジョン放送番組審議会	10	3	30.0	放送法第6条
2	総務課	防災会議	24	1	4.2	災害対策基本法第16条
3	総務課	国民保護協議会	35	1	2.9	武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律第39条
4	総務課	国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部	24	1	4.2	武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律第31条
5	総務課	交通安全対策会議	15	0	0.0	交通安全対策基本法第18条
6	総務課	固定資産評価審査委員(会)	3	1	33.3	地方自治法第180条の5
7	総務課	災害対策本部	37	0	0.0	災害対策基本法第23条 災害時に設置
8	財政課	土地開発公社	12	0	0.0	公有地の拡大の推進に関する法律
9	市民課	国民健康保険運営協議会	9	2	22.2	国民健康保険法第11条
10	生活環境課	環境保全審議会	20	5	25.0	環境基本法第44条
11	生活環境課	廃棄物減量等推進審議会	18	4	22.2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7
12	建設課	都市計画審議会	12	3	25.0	都市計画法第77条の2
13	建設課	水防協議会	17	0	0.0	水防法第26条(近年開催なし)
14	福祉対策課	民生委員推薦会	14	1	7.1	民生委員法第5条
15	福祉対策課	民生・児童委員	91	49	53.8	民生委員法第3条
16	福祉対策課	障害者介護給費等審査会	4	2	50.0	障害者自立支援法第15条
17	福祉対策課	障害者計画策定委員会	11	2	18.2	障害基本法第9条第3項
18	福祉対策課	地域自立支援協議会	12	3	25.0	障害者自立支援法第89条の2
19	選管・監査	監査委員	2	0	0.0	地方自治法第180条の5
20	選管・監査	選挙管理委員	4	0	0.0	地方自治法第180条の5
21	選管・監査	公平委員会	3	0	0.0	地方自治法第180条の5
22	農業委員会	農業委員会	27	2	7.4	地方自治法第180条の5
23	教育総務課	教育委員会	5	1	20.0	地方自治法第180条の5
24	生涯学習課	公民館運営審議会	18	10	55.6	社会教育法第29条
25	生涯学習課	社会教育委員(社会教育委員の会)	19	8	42.1	社会教育法第15条、第17条の2
26	生涯学習課	図書館協議会	8	4	50.0	図書館法第14条
合 計			454	103	22.7	

重点目標 2

男女の職業と家庭生活の両立支援

現状と課題

職場における男女平等については、男女雇用機会均等法の改正などの制度的な整備が進んでいるにもかかわらず、採用・昇進・賃金等実態的な面においては、依然として男女格差があり、これを是正していくことが大切です。

そのため、事業者などに対し、女性が働く場において能力を十分に発揮できるよう情報提供や意識啓発を行うことや、育児や介護をする人が働きやすい職場環境の整備を働きかけることが必要です。

男女がともに自分らしい豊かな人生を送るためには、仕事の充実とともに生活の充実も大切です。ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、働き方やライフスタイルの見直しなどの意識啓発が必要です。男女共同参画を実現するためには、女性も男性も、誰もがお互いの個性や意思を尊重しながら自立の意識を有することが不可欠です。そうした男女の人権尊重や男女平等の意識を育てる基礎となる教育・学習が果たす役割は極めて重要です。

施策の方向

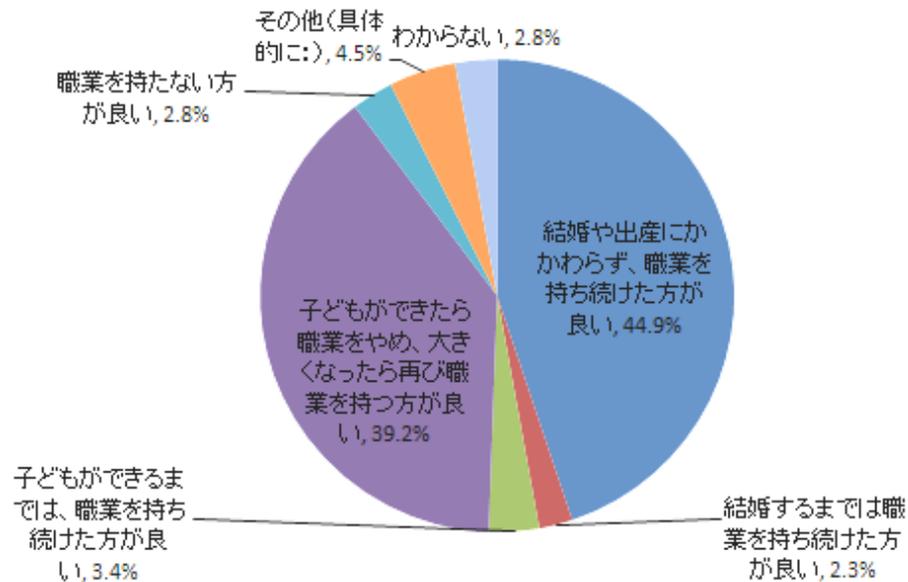
施策	具体的な施策	
仕事と家庭生活の両立の支援	企業や市民に対して固定的な性別役割分担意識の解消や働き方の見直しを進めるための意識啓発に努めます。	市長政策課 商工観光課
	家庭生活と仕事等の両立を支援するため、「延長保育」や、教育・保育を一体的に行う「認定こども園」の整備に努めます。	子育て・健康推進課
女性の再就職等の支援	再就職を希望する女性に対して、ハローワークなど関係機関と連携を図りながら、求人情報等の提供に努めます。	商工観光課
多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援	男性も女性も育児・介護休暇をとりやすくなるよう制度の普及・啓発に努めます。	市長政策課

【杵築市男女共同参画市民意識調査（H24.9）】

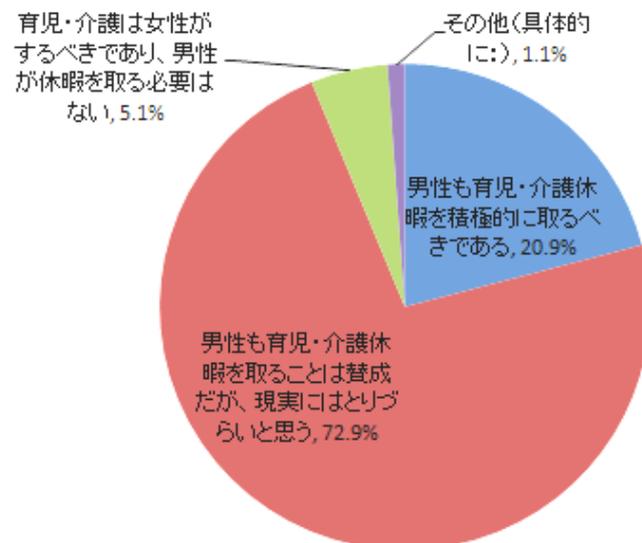
「女性が職業をもつことについて、どう思いますか」の問に対して、「結婚や出産にかかわらず職業を持ち続けた方がよい」と回答した人が44.9%と最も多く、次いで「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」の回答が39.2%で2つの回答で8割に達しています。

また、男性の育児・介護休暇に関する問に対しては、「男性も育児・介護休暇をとることは賛成だが、現実には取りづらいと思う」の回答が72.9%と最も多く、「男性も育児・介護休暇を積極的に取るべきである」が20.9%、「育児・介護は女性がするべきであり、男性が休暇を取る必要はない」の回答は、5.1%でした。

○女性が職業を持つことについて



○男性の育児休暇について



重点目標 3

男性、子どもにとっての男女共同参画

現状と課題

男女が互いに人権を尊重し責任を分かち合い、個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の形成に向けて男性の果たす役割は非常に重要であり、男女共同参画社会の実現によって、男性がより暮らしやすくなることの理解を深めるよう啓発活動を進める必要があります。

しかしながら、市民意識調査の「男性も育児・介護休暇を取ることは、賛成だが現実には取りづらいと思う」が72.9%と男性の育児・介護等への参画に対する意識が少しずつ変化してはいるものの、現実には男女とも固定的性別役割分担意識にとらわれており、男性の育児をはじめとした家庭生活や地域活動への参画が進んでいない現状も見受けられます。

急速に進んでいる少子高齢化社会に対応するためには、固定的性別役割分担意識にとらわれない柔軟な発想で、男性の地域・家庭への参画を進め、男女が共に責任を分かち合うことが必要です。

一方、次代を担う子どもたちが健やかに、そして、個性と能力を発揮できるように育てていくためには、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進する必要があります。性別によって固定化されることのない自己形成は、持続可能な社会を形成するためにも重要な視点です。

施策の方向

施 策	具体的な施策	
男性にとっての男女共同参画	男性にとっての男女共同参画の意義について理解を促進するとともに、男性の固定的性別役割分担を解消するために意識啓発を行います。	市長政策課 子育て・健康推進課
	男女間における暴力について、男性被害者に対しても必要な配慮が図られるよう、男性に対する相談体制の確立に努めます。	子育て・健康推進課
男性の家庭・地域への参画の促進	男性が家事や育児を主体的に行うことの意義や大切さについて理解が深まるよう、男性の家事や育児のスキルアップを図る取り組みを推進します。	子育て・健康推進課 生涯学習課

子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進	時代を担う子どもたちが個性と能力を發揮できるように育つよう、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう取り組みを進めます。	教育総務課 学校教育課
----------------------	--	----------------



重点目標 4

男女が共に支える地域づくりの推進

現状と課題

「地域」は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要です。地域社会が変化し、地方分権が進展する中で、一人ひとりの知恵と工夫で魅力ある地域づくりをしていくためには、地域活動における性別・世代の偏りを解消し、地域における男女共同参画を推進することがさらに重要となっています。

高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化が進む中、地域における役割を男女が共に担う時代が来ています。

女性は、男性よりも平均的に長寿で、高齢者人口に占める女性の割合も高く、介護の負担は主に女性が担っている現状からも、高齢者の問題は女性の問題と深くかかわっています。また、住民相互の社会的つながりの希薄化が進む中、住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、地域の福祉の再生も求められています。

また、障がいのある人もない人も共に生活し活動できる社会の構築を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がい者が身近な地域で安心して自立した社会生活を送るために必要な障がい者福祉サービスなどの基盤整備や住まい・働く場の確保を図るなど、社会参加・交流活動の推進が必要です。

観光・地域づくり分野や環境分野などでは、女性の参画と活躍が見られるようになってきましたが、今後の地域の中で様々な取り組みに男女がともに参加していけるよう女性リーダーの育成や情報発信を行うことが必要です。

施策の方向

施策	具体的な施策	
地域における男女共同参画の推進	地域や家庭、職場などで固定的な性別役割分担を見直す機会を提供するため、市報やケーブルテレビ等を活用し、意識啓発に取り組みます。	市長政策課 生涯学習課
	公民館等や自治会活動などの地域社会活動において男女共同参画が進むよう、研修会等を通じて意識啓発に努めます。	生涯学習課

<p>地域おこし、まちづくり、観光分野等における男女共同参画の推進</p>	<p>観光・地域づくりや環境分野など、女性の参画を推進します。 女性に対する研修や交流の場を提供し、女性リーダーの育成とネットワークづくり促進します。</p>	<p>市長政策課 商工観光課 関係課</p>
<p>高齢者等が安心して暮らせる地域づくり</p>	<p>高齢者や障がい者が地域で安心して自立した生活を送れるよう、福祉サービス・相談支援体制の充実や社会資源の整備に努めます。</p>	<p>福祉対策課</p>
	<p>高齢者の学習の場の確保や交流の場を提供するとともに、高齢者が豊富な経験や能力を生かし、積極的に参加できる地域社会の実現を目指します。</p>	<p>高齢者支援課 生涯学習課</p>



重点目標 5

農山漁村における男女共同参画の推進

現状と課題

農山漁村は美しい自然環境に恵まれ、多世代家族による暮らし、伝統的文化の伝承等の良さがあります。一方で、家庭における子育てや介護といった役割の多くを女性が担っており、生産と生活の両面において、女性の精神的・肉体的負担が大きくなっています。

農林水産業の担い手としての女性に対する期待がさらに高まることとは逆に、旧来の価値観や固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、女性への評価がまだ不十分な状況にあります。今後は、女性の役割を明確にするとともに、女性の能力と個性が発揮できる環境づくりをすることが必要です。

地域ビジネスの展開や新産業の創出を図る農山漁村の「6次産業化」が進められており、この分野においても特に女性が中心となって能力が発揮されています。

農林水産業の担い手の減少や高齢化が進む中、農業就業人口の半数以上、漁業就業者の5人に1人を占めるなど、農山漁村における女性の果たす役割は大きく、今後も女性が農山漁村に誇りを持ち、住みやすく活動しやすい農山漁村の環境整備を進める必要があります。

施策の方向

施策	具体的な施策	
意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画拡大	男女共同参画セミナーや研修会など、男女共同参画意識を浸透させる啓発活動を行います。	農林課 耕地水産課
	女性の経済的自立を促進するため、地域産品の高付加価値化など、加工技術の研修、経営管理、マーケティングなど、企業活動に対して支援を行います。	農林課 耕地水産課 関係課
	女性が対等なパートナーとして経営に参画できるよう、男女共同参画と経営の改善を一体的に推進するため家族経営協定の締結等を推進します。	農林課 耕地水産課

女性の経済的地位向上と就業条件・環境の整備	女性の経済的自立を促進するため、地域産品の高付加価値化と所得向上に向けて、技術研修や経営管理など幅広く積極的な支援を行います。	農林課 耕地水産課
	家事・育児・介護等に関わる女性の負担を軽減し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	子育て・健康推進課 高齢者支援課
	男女雇用機会均等法の啓発を図り、職場における男女の均等な機会と待遇の確保に努めます。	商工観光課

